

令和2年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
【牽引型、先端型、特性対応型、調査分析】
公募に係るQ & A

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和2年3月

【目次】

< 1. 事業全般 >	1
< 2. 事業各論 >	1
2-1. 目標・行動計画関係	1
2-2. 牽引型関係	3
2-3. 先端型関係	8
2-4. 特性対応型関係	9
2-5. 調査分析関係	10
2-6. その他申請関係（共通）	11
< 3. 審査関係 >	13
3-1. 審査の方法等	13
3-2. 審査の観点等	14
< 4. 経費関係 >	16
< 5. 申請様式関係 >	18

< 1. 事業全般 >

Q1001 本事業の狙いは何か。

A 我が国における女性研究者の割合は、これまでの女性研究者支援に係る取組等の結果、増加する傾向にありますが、欧米の先進諸国と比べると未だ低く、また、女性研究者の上位職への登用もなかなか進まない状況にあります。男女共同参画の観点はもとより、多様な視点や発想を取り入れ、研究活動を活性化し、組織としての創造力を発揮する上でも、女性研究者数の増加に引き続き取り組むとともに、女性研究者の研究力の向上を図ることは極めて重要です。

こうした中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号、以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国や地方公共団体、一般事業主（大学や独立行政法人を含む。）の各主体における女性の活躍推進に関する責務等が定められ、また、「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）」及び「第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月閣議決定）」においては、自然科学系分野における女性研究者の新規採用割合についての目標値も設定されています。

こうした動きを背景とし、本事業では、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・子育て・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学や独立行政法人等を選定し、その取組を重点的に支援することを目的としています。

Q1002 今回の令和 2 年度公募における前年度（2019 年度）公募からの主な変更点は何か。

A 分野や研究機関の研究特性や課題等について分析し、その分析結果を踏まえた目標を掲げ、研究効率の向上を図りつつ、女性研究者の活躍を促進する取組に対して支援を行う「特性対応型」を新設しました。

< 2. 事業各論 >

2-1. 目標・行動計画関係

Q2101 本事業において設定する「女性研究者の活躍推進に向けた機関としての目標・行動計画」は、どの程度のものとすればよいのか。

A 本事業への申請に当たっては、研究環境のダイバーシティを高め、優れた研究成果の創出につなげるため、各機関・地域の特色を踏まえ、女性研究者の活躍推進に向けた機関としての目標・行動計画を設定・公表することを求めています。本事業において各機関が設定する目標・行動計画は、各機関の改革サイクルと連動した自主的な取組としての定着に加え、我が国における女性の活躍促進に関する動向等を踏まえ、以下の計画等と関連していることを要件としています。

- ・ 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画

- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）については、当該計画
 - ・ その他、各機関における中長期的な戦略（機関として策定・公表しているもの。）
- また、本事業の審査の観点においては、各機関が設定する目標や行動計画について、意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか等が含まれています。詳細は、本事業の審査要領の「3. 審査の観点」を参照してください。

Q2102 公募要領「2. 事業の概要」の「※2」において、「当該目標・行動計画は、以下の計画等と関連していることを要件とします」とあり、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画との関連性が要件とされているが、私立大学や民間企業等の場合、どのように考えればよいのか。

A 本事業においては、各機関の改革サイクルと連動した自主的な取組として定着を図ることを念頭においており、私立大学や民間企業等についても、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合には当該行動計画を、また、一般事業主行動計画を策定していない場合でも、機関として策定・公表している中長期的な戦略に基づいて取り組む場合には、当該戦略の該当部分の抜粋等を添付した上で、申請書に当該一般事業主行動計画や戦略との整合性について記載してください。

Q2103 公募要領「2. 事業の概要」の「※2」において、「その他、各機関における中長期的な戦略（機関として策定・公表しているもの。）」とあるが、具体的にどのような戦略を想定しているのか。また、戦略において記載していなければならない事項はあるのか。

A 部局単位ではなく、機関の長や本部等が主導して策定し、公表している中長期的な戦略や目標・計画を想定しており、特定の事項を盛り込んでいなければならないというものではありません。なお、研究に関することのみを定めている戦略に限定せず、例えば、大学の場合、大学全体の改革に関する戦略、あるいは、教育に関する目標・計画など、研究以外の目標・計画等を含む戦略でも結構です。

Q2104 本事業において各機関が設定する目標・行動計画について、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人の中期目標・中期計画や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、その他各機関における中長期的な戦略との関連性については、具体的にどのような確認を行うのか。

A 申請時に該当機関より中期目標・中期計画の該当部分の抜粋、一般事業主行動計画あるいは中長期的な戦略の写し又は抜粋を提出していただき、申請書に記載された本事業に係る目標や行動計画との整合性（数値目標、取組内容等）を確認することとします。

Q2105 本事業への申請に際し、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人の中期目標・中期計画」や「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」、「各機関における中長期的な戦略」に定めている数値目標より高い数値目標を設定してもよいのか。

A 本事業への申請に際して、中期目標・中期計画、一般事業主行動計画、各機関における中長期的な戦略に定められている数値目標より高い意欲的かつ達成可能な数値目標を設定することは可能です。なお、本事業への申請後における直近の中期計画等の改定（次期中期目標・中期計画の策定を含む。）の際、申請書に記載された本事業に係る目標や行動計画と整合するよう対応してください。

Q2106 女性研究者の上位職への登用を促進する取組として、例えば、任期付き助教から任期なし助教にすることは含まれるか。

A 任期付き「助教」から任期なし「助教」にすることは、上位職への登用とは言えません。上位職への登用とは、例えば、助教や講師から准教授へ登用する、あるいは、准教授から教授へ登用することを指しています。

なお、特に若手研究者について、より安定的な雇用形態とすることは、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントの促進の観点からも、本事業の目的に反するものではありませんので、各機関において積極的に進めていただくことを推奨します。

2-2. 牽引型関係

○申請について（公募要領P4～8）

Q2201 公募要領「2. 事業の概要」の「※2」において、「当該目標・行動計画は、以下の計画等と関連していることを要件とします」とあり、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画との関連性が要件とされているが、牽引型においては、代表機関のみならず、共同実施機関についても、機関ごとに当該要件が課せられるのか。

A 牽引型においては、代表機関に加え、全ての共同実施機関に当該要件を課します。なお、本事業への申請に当たって、各機関が設定する目標・行動計画は、本事業の審査要領を踏まえ、意欲的かつ（各機関における実情を踏まえた）達成可能なものを具体的に定めるようにしてください。

Q2202 「(1) 対象機関」のうち、大学共同利用機関法人、独立行政法人、高等専門学校については、特段の条件が付されていないように読めるが、どのような機関であっても対象となるのか。

A 公募要領の「(1) 対象機関」の冒頭に記載のとおり、女性研究者が在籍しており、かつ、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う機関が対象です。申請に当たっては、複数の機関（3機関程度以上）の共同申請であることが必要です。

Q2203 「(1) 対象機関」のうち、研究所・病院等（大学共同利用機関法人・独立行政法人が設置する研究所・病院等の組織）については、具体的にどのような機関を想定しているのか。

A 具体的には、大学共同利用機関法人が設置する研究所等の機関や、独立行政法人国立病院機構が設置する病院（ただし、いずれの場合も、女性研究者が在籍し、かつ、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う機関）などを想定しています。

Q2204 「(1) 対象機関」のうち、民間企業については、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行ってれば、どのような企業であってもよいのか。

A 公募要領の「(1) 対象機関」の冒頭に記載のとおり、女性研究者が在籍している企業であることが必要です。また、本事業の牽引型の目的は、公募要領「2. 事業の概要」(P4)に記載のとおり、大学や研究機関が企業等と連携し、連携する各機関はもとより、その他の機関を含めた地域や分野における女性研究者の活躍促進を牽引する取組(女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組、女性研究者の積極採用や研究中断、あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援及び女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組)を支援するものですので、複数の機関(3機関程度以上)が連携することで、当該目的の達成が期待できることが必要です。

Q2205 公設試験研究機関や民間企業が共同実施機関として申請する場合、当該機関の規模に関して条件はあるのか。

A 機関の規模について、特段の定めはありません。

Q2206 民間企業が共同実施機関として申請する場合、法人単位でなければ参加できないのか。それとも、大学共同利用機関法人や独立行政法人が設置する研究所等のように、研究所、あるいは支社単位での参加は認められるのか。

A 民間企業について、法人単位でなく、研究所あるいは支社単位でも、共同実施機関として参加することは可能です。

なお、審査要領の「3. 審査の観点」の<牽引型>「(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性」に記載のとおり、「設定した目標は、各機関・部局等ごとの現状を分析した上で、(中略)それぞれの機関として掲げたものとなっており(以下略)」としており、共同実施機関についても、法人全体の目標・計画等の中で、本事業に参加する研究所、支社としての目標設定、取組等が求められますので、十分ご留意願います。

また、民間企業に対する補助金の交付は行いませんので、あらかじめご留意願います。

Q2207 民間企業の連合体(コンソーシアム等)が共同実施機関として参加することは認められるのか。

A お尋ねのコンソーシアム等が一般社団・財団法人である場合、公募要領に記載のとおり、共同実施機関として参加し、補助金を受けることは可能です。

なお、コンソーシアム等が法人格を有していない場合においては、民間企業(の連合

体)として、共同実施機関又は自主的に牽引型の取組に参加することは可能ですが、補助金の交付を受けることはできません。

Q2208 「(1) 対象機関」について、連携を行う機関は地方自治体でも構わないのか。

A 地方自治体は、牽引型の(代表機関としてのみならず)共同実施機関として申請することはできませんが、補助金の交付を受けない形で、自主的に牽引型の取組へ参加することは可能です。

Q2209 「(1) 対象機関」について、牽引型の共同実施機関として、公立大学法人を除く地方独立行政法人は含まれるのか。

A 対象機関(代表機関及び共同実施機関)として、公立大学法人を除く地方独立行政法人は含みません。ただし、当該法人が共同実施機関としてではなく、補助金の交付を受けない形で、自主的に牽引型の取組へ参加することは可能です。

Q2210 「(1) 対象機関」において、「機関の多様性を確保する観点から、同一種類の機関のみ(例えば、大学のみ)からなる共同申請は原則認めないこととします」とあるが、どのような場合を想定しているのか。

A 公募要領に記載している「大学」、「大学共同利用機関法人」、「独立行政法人」、「民間企業」などをそれぞれ一類型としてとらえ、例えば、3つの大学のみで連携する取組については、「大学」という同一種類のみの取組となるため、当該申請は原則認められません。具体的には、「大学」と「独立行政法人」の組合せ、又は、「大学」と「民間企業」の組合せなど、代表機関となる機関の類型と異なる種類の機関が共同実施機関として連携する取組を想定しています。

Q2211 「(1) 対象機関」において、「補助事業期間中に必要に応じて参加機関数を増やしていただくことを推奨します」とあるが、事業開始後に取組に参加することは可能か。また、その場合は補助の対象となるのか。

A 事業実施期間中、必要に応じて、参加する機関数を増やしていただくことを推奨していますので、事業開始後に参加することは可能です。しかしながら、事業開始後に参加した機関については、本事業の補助対象とはなりません。

Q2212 事業開始後に共同実施機関の離脱、あるいは入替を行いたい場合は、どのようにしたらよいのか。

A 申請時に構成した連携機関(代表機関及び共同実施機関)による所期の目的を達成するため、共同実施機関については、機関の統廃合等、やむを得ない特別の事情がない限り、事業実施期間中の離脱・入替は原則認められません。やむを得ない特別の事情による変更を要する場合には、事前に文部科学省の担当者へ相談してください。

○補助対象となる経費（公募要領P7～8）

Q2213 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「②実施機関の支援室において、当該業務を担当するマネージャー等の雇用経費」について、共同実施機関のマネージャー等に係る雇用経費については、本補助金から支出することはできないのか。

A 共同実施機関のマネージャー等に係る雇用経費については、本補助金から支出することはできません。マネージャー等（コーディネーター、カウンセラー、相談員、事務員なども含む。）は、代表機関はもとより、共同実施機関の女性研究者を含めてコーディネート業務等を担う者を想定しており、代表機関に所属する当該者に対する支援を可能とするものです。ただし、共同実施機関の自主経費で当該者を雇用し、当該雇用経費を支出することは可能です。なお、共同実施機関においては、本補助金による雇用はできませんが、マネージャー等に係る経費を謝金として本補助金から支出することは可能です。

Q2214 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑮連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費」について、実際の共同研究プロジェクトに連携機関以外の機関が参画することは可能か。

A 連携機関において、特に有用と認めた連携機関間の共同研究プロジェクトであって、連携機関のいずれかに所属する女性研究者が研究代表者となったものであれば、連携機関以外の機関が参画することは可能です。ただし、補助金の交付は、連携機関として申請した機関（代表機関又は共同実施機関）に限ります。なお、研究代表者のみが連携機関に所属し、連携機関に所属する共同研究者がいない場合は、補助対象となりません。

Q2215 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑮連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費」について、女性研究者が研究代表者でなければ、本補助金の支出対象とならないのか。それとも、女性研究者が実施者の中に入っていれば良いのか。

A 代表機関又は共同実施機関に所属する女性研究者が研究代表者を務める共同研究プロジェクトを補助対象とします。

Q2216 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑮連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費」について、研究代表者が女性であれば、他に参加する研究者はすべて男性でよいか。

A 研究分野の事情等にもよるため、結果的に研究代表者のみ女性となる場合を一切補助対象として認めないわけではありませんが、女性研究者の研究力向上や活躍促進等、本事業の目的に資する取組であるかといった観点に留意し、個別の事情を勘案して判断することとします。

Q2217 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑯連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）」について、具体的には、どのような取組を指しているのか。

A 連携機関の女性研究者が企業等に派遣され、インターンシップの一環となる研究等（実験、調査、実験・調査結果の解析等）を行うことを想定しています。

Q2218 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑩連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）」について、インターンシップは何日以上のものに限る、といった制限はあるのか。

A 本事業では、補助対象となるインターンシップの内容、期限等を特段限定しませんが、機関として設定した目標・行動計画の達成に向けて、具体的にどのように実施するのか、明確な考え方に基づいて実施することが必要と考えています。

Q2219 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑩連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）」について、インターンシップ先は共同実施機関であってもよいのか。

A 共同実施機関でのインターンシップも可能ですが、インターンシップを実施するには当該機関間での合意や取り決め、各機関の内規等に従って進めてください。

Q2220 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑩連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）」について、大学院生も当該インターンシップの支援を受けることができるか。

A 本事業では、大学院生については支援対象となる研究者に含めていませんので、インターンシップの実施等に係る支援対象とはなりません。

Q2221 インターンシップを実施する場合、当該機関間で秘密保持契約を結ぶ必要があるか。

A 本事業においては、インターンシップの実施に当たり、秘密保持契約を締結することを必須としていませんが、当該機関間での合意や取り決め等に従い、必要に応じて、当該契約を締結する等の対応を取った上で行ってください。

Q2222 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「⑩連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）」に関連して、インターンシップの取組として、ポストドクターを派遣し、就職につなげるような取組を行うことは可能か。また、インターンシップを有償で行う場合、当該費用を本補助金から支出することは可能か。

A 本事業において、女性のポストドクターは支援対象の研究者に含まれますので、取組の一環として、ポストドクターを企業等に派遣し、インターンシップを実施することで就職につなげるという取組を行うことも可能です。ただし、ポストドクターをインターンシップとして受け入れる企業に対して、受け入れに要する経費を本補助金から支出することはできません。

Q2223 共同研究を行うために、連携機関（代表機関及び共同実施機関）以外の機関の研究者を連携機関に受け入れる際、当該研究者が研究中の傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入した場合、その保険料を本補助金から支出することは可能か。

A 「(6) 補助対象となる経費」の具体例⑮における共同研究を行うために、連携機関（代表機関及び共同実施機関）以外の機関の研究者が個人的に加入する任意保険の保険料は、本補助金から支出することはできません。ただし、外部の研究者を連携機関で受け入れて共同研究を行うに当たり、連携機関が当該保険への加入を必須条件としている場合には、例外的に認めるものとします。

Q2224 牽引型に選定された機関がシンポジウムを開催する際に、連携機関（代表機関及び共同実施機関）以外の機関の女性研究者に対して謝金や旅費を支給することは可能か。

A 連携機関（代表機関及び共同実施機関）以外の機関の女性研究者が、講演者やパネリストとして、連携機関が行うシンポジウムに参加する場合、連携機関が当該女性研究者に対して謝金や旅費を支給することは可能です。なお、単に女性研究者がシンポジウムに参加し、傍聴するだけでは、当該経費の支給対象とはならず、本事業の成果及び効果に貢献する形で参加していただく必要があります。

Q2225 「(6) 補助対象となる経費」について、男性研究者は支援対象となるのか。

A 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定していますが、特に、③～⑥に関して、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能です。

2-3. 先端型関係

○申請について（公募要領P4、9～11）

Q2301 「(1) 対象機関」のうち、大学共同利用機関法人、独立行政法人については、特段の条件が付されていないように読めるが、どのような機関であっても対象となるのか。

A 「(1) 対象機関」の冒頭に記載のとおり、女性研究者が在籍しており、かつ、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う機関であることが必要です。

Q2302 「(5) 申請対象となる取組」において、「大学や研究機関における単一の機関内での部局横断的な取組である「特色型」での取組は自主的に行われていることを前提」とあるが、複数の部局が存在しない単科大学は申請できないのか。

A 複数の部局が存在しない単科大学であっても申請することは可能です。ただし、提案する取組は、機関として設定・公表する目標・行動計画が、当該機関の中期目標・中期計画や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、その他機関における中長期的な戦略と関連していることを要件としており、機関内の一部の組織のみを対象とする取組ではなく、機関全体として行う取組であることが必要です。

Q2303 機関として複数の学部等を持っている大学において、その中の一部の複数学部において横断的に実施するような取組も申請可能か。

A 機関の中の一部の複数学部において横断的に実施する取組であっても、申請することは可能です。ただし、本事業は、機関として設定・公表する目標・行動計画が、当該機関の中期目標・中期計画や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、その他機関として策定・公表している戦略と関連していることを要件としており、機関全体の意思決定の下で行う取組であることが必要です。なお、審査要領において、審査の観点として「各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制の下に行うこととされているか」などを設け、機関全体としての取組を重視して審査を行うこととしています。

○補助対象となる経費（公募要領P10～11）

Q2304 先端型については、「(6) 補助対象となる経費」の①～⑥のみが補助対象となるのか。

A 「(6) 補助対象となる経費」①～⑥は例示であり、従前より更に高い目標を掲げるとともに、女性研究者の海外派遣等を通じた上位職登用の一層の推進や、女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境の形成を図る先端的な取組が対象となります。ただし、「A 牽引型(6) 補助対象となる取組」に係る経費については、原則として補助対象となりません。

Q2305 「(5) 申請対象となる取組」の企画、運営、実施等業務を担当するマネージャーやコーディネーター、事務員等の雇用についても補助対象とはならないのか。

A 事業実施に必要な事務員等の雇用についても、原則として、自主的な取組の中で行われることを前提としていますが、「(6) 補助対象となる経費」のただし書きのとおり、「平成23年度以降に科学技術人材育成費補助金による「女性研究者研究活動支援事業」並びに本事業に選定されたことのない機関においては、「A 牽引型(6) 補助対象となる経費」のうち①及び②に示す経費について、事業開始1年度目に限り補助対象として認めます。このとき、事業開始1年度目に、3年間程度以上継続した雇用を見込んで雇用契約を締結した場合には、2年度目以降も当該者の雇用経費を補助対象として認めることとします。」としており、例外として取り扱うものとします。

2-4. 特性対応型関係

○申請について（公募要領P4、12～15）

Q2401 機関として複数の学部等を持っている大学において、その中の一部の複数学部において横断的に実施するような取組も申請可能か。

A 機関の中の一部の複数学部において横断的に実施する取組であっても、申請することは可能です。ただし、本事業は、機関として設定・公表する目標・行動計画が、当該機関の中期目標・中期計画や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、その他機関として策定・公表している戦略と関連していることを要件としており、機関全体の意思決定の下で行う取組であることが必要です。なお、審査要領において、審査の観点として

「各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制の下に行うこととされているか」などを設け、機関全体としての取組を重視して審査を行うこととしています。

○補助対象となる経費（公募要領P13～15）

Q2402 「(6) 補助対象となる経費」の具体例のうち、①及び②の研究効率向上のための取組については、男性研究者も対象としているが、例えば、現在女性研究者がいない研究室等についての整備を行うことは可能か。

A 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定しており、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能としていますが、本事業の目的を踏まえた適切な取組となるよう留意願います。

Q2403 「(6) 補助対象となる経費」の具体例「②研究効率向上のため、大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備等に必要な経費」について、建物の工事を伴う改修等を行うことは可能か。

A 「科学技術人材育成費補助金取扱要領」7.(3)のとおり、施設の建設や改修に係る経費は対象となりません。

2-5. 調査分析関係

○申請について（公募要領P4、16～17）

Q2501 「(1) 対象機関」において、共同申請を原則とするがあるが、なぜか。

A 海外の取組事例の調査・分析に当たっては、その課題設定の前提や比較分析の対象として、国内の女性活躍促進の取組状況についても把握しておくことが重要です。この際、国内の状況を示す事例としての妥当性をより高めるため、複数の機関の取組状況を踏まえた上で、海外機関の調査・分析を実施することが望ましいことから共同申請を原則とし、「(5) 対象となる取組」に記載のとおり、代表機関と共同実施機関における女性研究者の活躍促進に係る取組の調査・分析を行うこととしています。

Q2502 法人統合等により、一つの法人内に複数の大学が存在する場合、大学をそれぞれ1機関とし、大学ごとに申請をしたり、一法人内の大学同士で共同申請をすることは可能か。

A 一法人内に複数の大学等がある機関からの申請については、当該法人内の各大学をそれぞれ一機関として取り扱います。このため、当該各機関が個別に申請を行うことや、同法人内の機関が共同申請を行うことも可能です。

Q2503 本事業は、海外の大学・研究機関等や政府による女性研究者の活躍促進に向けた取組の調査・分析を行うものであるが、国内の取組事例等の調査・分析は必要か。

A 「(2) 申請対象となる取組」に記載のとおり、代表機関と共同実施機関における女性研究者の活躍促進に係る取組の調査・分析を行うことを求めています。

ただし、代表機関及び共同実施機関において自機関での女性活躍促進に係る取組の調

査・分析を既に行っており、当該調査・分析結果をもとに、海外の調査・分析の設計や分析等を行うことができる場合は、必ずしも当該機関における調査・分析を行う必要はありません。代表機関又は共同実施機関のいずれかのみ調査・分析を実施しており、もう一方の機関においては調査・分析を行っておらず現状の把握ができていない場合には、当該機関において調査・分析を実施してください。

Q2504 「(4) 補助事業期間」において、「1年度目の開始時点及び終了時点で文部科学省等と調査・分析の方向性について相談」することとされているが、この「等」にはどのような機関が含まれるのか。

A 「文部科学省等」については、文部科学省及び本事業の運営を支援する国立研究開発法人科学技術振興機構を指します。

Q2505 本事業は共同申請を原則としているが、本事業に係る補助金は、代表機関のみに対して交付されるのか。

A 「(6) 補助対象となる取組」に記載のとおり、文部科学省から、代表機関と共同実施機関に対して交付されます。実施機関の選定後は、代表機関と共同実施機関のそれぞれが交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施します。

Q2506 「(6) 補助対象となる取組」において、国内の取組事例に関する調査・分析に必要な経費は補助対象になるか。

A 国内の取組事例に関する調査・分析については、海外の取組事例の調査・分析を行うに当たり、必要である場合に限り補助対象となります。

例えば、海外の取組事例の調査・分析において、適切な分析方法を決定するために国内の女性活躍促進に関する状況を把握する必要があること、調査・分析を行うに当たり国内の事例との比較が必要であること等の理由から、国内の取組事例について調査・分析を実施する場合は挙げられます。海外の取組事例の調査・分析に活用しない国内の調査・分析に係る費用については、補助対象にはなりません。

2-6. その他申請関係（共通）

Q2601 令和2年4月1日現在、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に選定された取組を実施している機関は、今回の公募に申請することは可能か。

A 本事業は、女性研究者の活躍推進等に向けた機関としての目標・行動計画を設定・公表し、研究環境のダイバーシティを高め、優れた研究成果の創出につなげる取組を支援するものであり、厳しい財政状況の中で事業効果の最大化を図るため、より多くの機関における様々な取組を支援していくことが重要であると考えています。

令和2年4月1日現在、平成27～31（2019）年度公募の「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に選定された取組を実施している機関（連携型又は牽引型の共同実施機関を含む。）については、現在実施している当該取組を適切に実施する中で事業効果を最大化していただくことを期待しています。

ただし、「先端型」については、従前の特色型での取組は自主的に行われていることを前提としており、更に高い目標を掲げるとともに、女性研究者の海外派遣等を通じた上位職登用の一層の推進や、女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境の形成を図る先進的な取組とする趣旨に鑑み、平成 28 年度以前に特色型に選定され、自主経費での取組を実施した機関がその経験を踏まえつつ、既存の取組とは別の取組として申請することを可能としています。

また、「調査分析」については、平成 30 年度公募の全国ネットワーク中核機関（群）及び 2019 年度公募の「調査分析」の実施機関（協働機関並びに共同実施機関を含む。）を除き、申請することが可能です。

なお、重複申請の制限については、公募要領「2. 事業の概要」A～Dにおける「(7) 重複申請の制限」並びに「3. 重複申請の制限（一覧）」を参照願います。

Q2602 令和 2 年 4 月 1 日現在、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に選定された取組において、補助金の交付を受けず、参加している場合（代表機関でも共同実施機関でもない場合）、今回の公募に申請することは可能か。

A 補助金の交付を受けず、代表機関でも共同実施機関でもない形で参加している機関については、今回の公募のいずれにも申請することができます。

Q2603 これまで女性研究者支援のための取組を行っておらず、これから取組を開始しようとしている機関は、申請することは可能か。

A 女性活躍推進法の制定、科学技術基本計画の策定等を踏まえ、多様な機関において女性の活躍が求められていることから、現時点で女性研究者支援のための取組を実施しておらず、今後、本事業に示した取組を実施しようとする機関については、今回の公募のいずれにも申請することは可能です。

ただし、先端型に申請する場合においては、従前の特色型での取組は自主的に行われていることを前提としており、更に高い目標を掲げるとともに、女性研究者の海外派遣等を通じた上位職登用の一層の推進や、女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境の形成を図る先進的な取組としていただく必要があります。

なお、先端型においては、平成 23 年度以降に科学技術人材育成費補助金による「女性研究者活動支援事業」並びに「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に選定されたことのない機関については、当該事業の企画、運営、実施等を行う支援組織や相談室（支援室等）の維持費（ウェブサイトの維持管理費、設備備品・消耗品等）、及び、支援室等において当該業務を担当するマネージャー、コーディネーター、カウンセラー、事務員等の雇用経費について、事業開始 1 年度目に限り補助対象として認めることとしています。さらにこのとき、事業開始 1 年度目に、3 年間程度以上継続した雇用を見込んで雇用契約を締結した場合には、2 年度目以降も当該者の雇用経費を補助対象として認めることとしていますので、申請書作成に当たっては、その点も十分に踏まえてください。

Q2604 女性研究者が既に多数在籍している機関についても、本事業への申請対象となるのか。

A 本事業の申請対象となります。本事業は、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組、女性研究者の積極採用や研究中断、あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援及び女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組を支援するものですので、女性研究者が既に多数在籍している機関であっても、申請することは可能です。

Q2605 本事業における「育児」、「介護」とは、何か。

A 各機関において定める就業規則等によるものとします。

< 3. 審査関係 >

3-1. 審査の方法等

Q3101 申請要件違反により審査対象とならなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関についても、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう、提出前に十分な確認をお願いします。

Q3102 委員の氏名は公表されるのか。

A 審査要領の「4. その他」に記載のとおり、委員の氏名は、各年度における本事業に係る審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q3103 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることができるのか。

A 選定された取組については、公表する予定です。一方、選定されなかった取組については、申請した各機関の長宛に非選定となった理由を含めて通知しますが、公表はしません。

Q3104 面接審査は、どのように実施するのか。

A 面接審査は、書面審査を踏まえて、面接審査が必要と判断された機関に対して実施します。具体的には、申請書に基づく、より具体的な取組内容の説明と質疑応答を中心に実施する予定です。

Q3105 面接審査の実施は、対象機関にどのように連絡されるのか。

A 書面審査を踏まえて、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により連絡します。

Q3106 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方の出席をお願いします。

す。人数については、会場の制約もあるので、3～4人以内でお願いする予定です。なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象機関に別途連絡します。

Q3107 面接審査における取組の説明に際して、申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えば、パワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載していない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く。）について、説明することはできません（説明されても審査の対象とはなりません）。

3-2. 審査の観点等

Q3201 申請様式A2「2.（1）代表機関及び共同実施機関の目標の内容」及び「（2）上記目標を達成するための行動計画の内容」、申請様式B2及びC2「2.（1）組織としての目標の内容」及び「（2）上記目標を達成するための行動計画の内容」に記載された内容について、達成度はどの程度重視されるのか。

A 申請時に掲げた目標及び行動計画の達成度については、3年度目終了までに予定している中間評価及び取組終了後の翌年度（7年度目）に実施する事後評価の際に重視されるものと考えています。

Q3202 申請様式A4、B4、C4及びD4に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

A 申請様式において、「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、申請時の自己負担額の多寡ではなく、審査要領に記載のとおり、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助期間及び補助事業期間の終了後における取組の継続性等について、審査することとしています。

Q3203 審査要領の「3. 審査の観点」の＜牽引型＞、＜先端型＞及び＜特性対応型＞の「（1）①目標の妥当性」において、過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定されたことのある場合については、「当該事業を通じて得られた成果を更に発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか」とあり、審査要領において、この観点を特に重視するとしているが、具体的にどのように判断するのか。

A 以下のような内容を総合的に勘案して、審査する予定です。

- ・ 過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定された取組を通じて達成した女性研究者の採用比率などの実績を踏まえ、更に高い目標値を掲げているか
- ・ 過去に導入した取組を更に強化、あるいは新たな取組を行うこととしているか
- ・ 過去に選定された取組に比して、更なる成果を上げるべく、具体的な目標を掲げて

いるかなど

Q3204 審査要領の「3. 審査の観点」の〈牽引型〉、〈先端型〉及び〈特性対応型〉の「(1) ②行動計画の妥当性・効率性」において、「国の基本計画に掲げる目標値の達成への寄与が期待できるものとなっているか」とあるが、具体的にどのように判断するのか。

A 平成28年度からの5ヶ年計画である「第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）」及び「第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）」（以下「第5期科学技術基本計画等」という。）においては、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けて、女性の活躍促進に関する方向性や取組が盛り込まれています。

具体的には、自然科学系分野における女性研究者の新規採用割合についての目標値（自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%）が設定されており、併せて、研究等とライフイベントとの両立を図るための支援や環境整備等、多様な取組が明記されています。

このような内容を踏まえ、各機関が申請書に記載した数値目標や具体的な取組内容が、各機関における実情や特色に即して、第5期科学技術基本計画等に定める目標値の達成に寄与すると期待できるものであるか判断します。

Q3205 審査要領の「3. 審査の観点」の〈牽引型〉の「(2) ②女性研究者の研究力向上のための取組」において、「女性研究者の研究力強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか」とあるが、具体的にどのような趣旨か。

A 研究者が研究倫理に関する教育等を受けることは、研究を実施していく上で重要です。そのため、申請機関に対して、女性研究者の研究力向上の観点から、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等を立てることを求め、審査において、その取組状況を判断することとしています。

Q3206 審査要領の「3. 審査の観点」の〈調査分析〉「(2) 取組内容の妥当性、効率性」において、「取組内容は、当該課題及び女性研究者の総合的な活躍促進に資する具体的な知見を得ることができるよう計画されているか」とあるが、具体的にどのように判断するのか。

A 設定した課題の解決や女性研究者の総合的な活躍促進に資するため、どのような知見を得ることを目指しているかが示されており、当該知見を得るに当たって妥当な内容・方法・作業手順等により取組内容計画され、取組を通じて当該知見を得ることが期待できるかを判断することとしています。

Q3207 審査要領の「3. 審査の観点」の〈調査分析〉「(3) 期待される成果の妥当性、卓越性」において、「期待される成果について、我が国の女性研究者の活躍促進及び環境整備に対してどのように貢献するかが明確となっているか」とあるが、具体的にどのよ

うに判断するのか。

A 審査においては、我が国の女性研究者の活躍促進及び環境整備のうち、どのような課題について、当該事業を通じて得られた成果をいかに活用し、それによりどのような効果があるのかといった点が具体的に示されているか、成果の内容が課題の解決等に貢献するものかを、第5期科学技術基本計画等に盛り込まれた女性の活躍促進に関する方向性や取組も踏まえつつ判断することとしています。

Q3208 申請様式D2「3. 女性研究者の研究活動支援に関する過去の取組状況」について、女性研究者の研究活動支援に資する過去の取組とは、どのような取組が想定されるのか。

A 女性研究者の活躍促進に関する調査研究や各種補助金による取組のほか、各機関において、全体的に又は部局等の一部で行う、女性研究者の研究活動の支援や研究能力の向上、研究とライフイベントの両立に資する各種の取組を想定しています。例えば、女子学生や女性研究者を対象としたキャリア形成や研究能力向上のための研修等の実施、研究者の育児・介護を支援するための取組など、各機関の実情に応じた様々な取組が考えられます。

< 4. 経費関係 >

Q4001 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」、「科学技術人材育成費補助金取扱要領」及びダイバーシティ研究環境実現イニシアティブの公募要領に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど、不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含め、厳格に対処することとなりますので、十分ご留意願います。

Q4002 「牽引型」、「先端型」及び「特性対応型」において、公募要領「2. 事業の概要」の「(6) 補助対象となる経費」に記載されている範囲で研究費も補助対象として認められているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づく措置の対象となるのか。

A 標記ガイドラインに基づく措置の対象となるため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合には、補助金の交付決定の取消、変更、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

Q4003 申請機関とその他の機関の双方に所属しており、混合給与となっている者について、本補助事業の支援の対象となる研究者として含めて良いか。

A 主たる雇用が申請機関（牽引型の共同実施機関を含む。）であれば、本事業による支援

の対象となる研究者として含めて構いません。

Q4004 本補助金では、なぜ保育士の雇用経費は補助対象とならないのか。

A 保育士に対する雇用経費など、保育制度への支援は厚生労働省や市区町村により実施されており、本事業では当該経費を補助対象とはしていません。なお、各機関において、本事業による取組に関連して、保育制度等の構築に支援が必要な場合には、厚生労働省や市区町村による補助制度を活用してください。

Q4005 研究費として、どの程度まで計上してよいか。割合や上限額は、決まっているのか。

A 「牽引型」については、毎年度、代表機関及び共同実施機関に交付する補助金の交付決定額の5割（機関ごとの交付決定額の5割）に相当する金額を上限とします。なお、上限額を設けていますが、取組内容全体からみて、当該取組の目標を達成するために適切な規模とし、例えば、研究費の配分額が多くなり、環境整備等ができなくなるようなことがないように、十分注意してください。

「先端型」及び「特性対応型」については、単に研究費を措置することにとどまるような取組とならないよう、毎年度、交付する補助金の交付決定額の5割に相当する金額を上限とします。また、機関における制度としての定着を視野に入れた取組となるよう留意してください。

Q4006 公募要領「2. 事業の概要」の〈先端型〉の「(6) 補助対象となる経費」の具体例「①女性研究者の海外研究機関への派遣や研究専念制度等の実施に必要な旅費、滞在費、研究費」とあるが、「旅費、滞在費」はどのような経費に使用できるのか。

A 事業実施機関の規程に基づき支出可能な範囲で、渡航に係る旅費のほか、渡航先との調整に必要な旅費や渡航先での滞在費（家賃等）に使用できます。

Q4007 上記「滞在費」において、水道光熱費の支出は可能か。

A 原則支出はできません。ただし、水道光熱費が家賃・宿泊費等に含まれていて、明確に区別することができない場合には、事業実施機関の規程に基づき可能な範囲で、滞のために必要な経費として支出することができます。

Q4008 上記「旅費、滞在費」において、査証（ビザ）の申請料や予防接種等の渡航に必要な経費の支出は可能か。

A 事業実施機関の規程に基づき支出可能な範囲であれば、査証の申請料、予防接種等渡航に必要な経費を支出することができます。

Q4009 上記「旅費、滞在費」において、帯同する家族の旅費および滞在費の支出は可能か。

A 事業実施機関の規程に基づき支出可能な範囲であれば、帯同する子の旅費、滞在費の

支出は可能です。なお、帯同する配偶者の旅費および滞在費については、事業実施機関の規程に基づき可能な範囲で支出することができます。

Q4010 女性研究者の海外研究機関への派遣等に伴う、子のシッター利用費の支出は可能か。

A 事業実施機関の規程に基づき支出可能な範囲であれば、子のシッター利用費を支出することができます。

Q4011 本事業で「メンター」を配置することは可能か。また、その場合、メンターに対して本補助金から雇用経費等を支出することは可能か。

A 本事業でメンターを配置することは可能です。また、申請機関において、メンターを外部機関から雇用する場合の雇用等に必要な経費、あるいは、外部機関に所属する者に当該業務を行ってもらった場合の謝金や自機関までの旅費等、当該女性研究者支援に必要な経費等を本補助金から支出することは可能です。

< 5. 申請様式関係 >

Q5001 申請書の提出後に、不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか、提出前に十分な確認をお願いします。

Q5002 公募や補助金の執行に当たり、相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。
ただし、申請内容や審査内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

【事業全般に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室
電話：03-6734-4021
E-mail：kiban@mext.go.jp

【書類作成・提出に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ
科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部
科学技術人材育成費補助事業 審査担当
電話：03-5214-7521（代）
E-mail：stpp-koubo@jst.go.jp

Q5003 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q5004 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q5005 申請書の作成に当たり、補助対象とは関係のない「取組」やそのための「経費」を含めて、申請様式を作成することは可能か。

A 補助対象に関係のない取組やそのための経費については、申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが、自主経費で実施する取組については、申請内容に含めることは可能です。

Q5006 申請様式A2、B2及びC2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」の「教員」の定義において、学校教員統計調査における本務教員の定義を基準としつつ、助手が除かれているのはなぜか。

A 教員数に関する現状や目標・計画について、資料間で数字の整合性が取れるよう、学校教員統計調査の本務教員の定義を基準とすることにしました。一方で、教授、准教授等の上位職において女性研究者の登用が進んでいないという現状を踏まえ、各機関における現状を明らかにすることも考え、助手は含めないことにしました。

Q5007 申請様式A2、B2及びC2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」において、学校教員統計調査における本務教員の定義を基準とするとあるが、学長、副学長の役職に就く教授は「教授」に含めてよいか。

A 学長、副学長である教授については、様式A2、B2及びC2では、教授に含めて記入してください。

Q5008 申請様式A2、B2及びC2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」には、どのような者を計上すればよいのか。

A 各機関において、大学等における教員には該当しないが、研究に従事する者（例えば、ポストドクター等）の人数を計上してください。

Q5009 申請様式A2、B2及びC2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」には、ポストドクターも含まれるのか。また、最終的にポストドクターの女性研究者の割合が増えたことは、成果として考えてよいのか。

A 「研究員」には、ポストドクターも含まれます。また、3年度目終了までに予定している中間評価及び取組終了の翌年度（7年度目）に実施する事後評価に当たっては、単に女性研究者の人数が増えるだけでなく、上位職階への登用や能力を十分に発揮できる環境を整備することなどが求められており、特にポストドクターについては、今後の研究

者としてのキャリア形成支援など、複合的な取組を考慮して判断されるものと考えています。

Q5010 申請様式A2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」について、牽引型の共同実施機関として、独立行政法人国立高等専門学校機構等が設置する高等専門学校、大学共同利用機関法人や独立行政法人が設置する研究所・病院等の組織、あるいは、民間企業の支社・研究所単位で参加する場合、法人単位や機関全体としてではなく、参加する組織の単位で記入してよいか。

A 参加する組織の単位で記入して構いません。なお、お尋ねのような場合、申請様式A2には、共同実施機関として参加する（法人単位や機関全体ではない）特定の組織に係る数値であることがわかるよう、注記を追加してください。

Q5011 申請様式A2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」について、共同実施機関に参加予定の企業が、所属する研究者の専門分野を秘密情報に指定している場合も、必ず記入しなければならないのか。

A 「6. 在籍する教員・研究員の総数」は、取組の前提となる各機関における現状を把握するためのものであり、審査に必要な情報です。申請書類は公表する資料ではありませんので、お尋ねのような場合にも、ご記入願います。

Q5012 申請様式A3、B3及びC3の「女性研究者採用比率」や「女性研究者在籍比率」、「役員等の状況」について、大学以外の機関、特に民間企業については、どのように記入すれば良いのか。

A 「教授相当」、「准教授・講師相当」、「助教相当」については、令和元年度学校教員統計調査（文部科学省）における本務教員の定義を基準としていますが、大学以外の機関において、具体的な役職が、いずれの職階に相当するかについては、各機関の実情を踏まえて記入していただいて構いません。例えば、民間企業においては、研究所長等を学長相当、副所長等を副学長・理事相当、部長・室長・グループ長等を部局長相当などと分類することが想定されます。

なお、「令和元年度学校教員統計調査の手引（大学、短期大学及び高等専門学校用）」の「8. 調査対象となる本務教員及び兼務教員の範囲等」においては、「(1) 教員個人調査 ①調査対象となる本務教員」について、次のとおり定義されていますので、ご参照ください。

「令和元年10月1日現在、大学、短期大学及び高等専門学校に籍を置く全ての本務教員（学長（校長）、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手）をいい、休職（休暇）者、現職のままで長期研修（内外地留学）中の者も含まれます。」